

大阪府告示第1741号

昭和49年大阪府告示第650号（大阪府屋外広告物条例に基づく許可区域、禁止区域並びに表示の方法の制限に係る区域及び広告物又は掲出物件の指定）の一部を次のように改正し、令和7年1月1日から実施する。

令和6年12月27日

大阪府知事 吉村 洋文

次の表の改正前の欄に掲げる部分を同表の改正後の欄に掲げる部分に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 （略） （略） (1)―(10) （略） (11)―(19) （略） 5 （略） （略） (1)―(10) （略） (11)―(19) （略） 8 （略） 第5項第3号から第19号まで（第7号を除く。）に掲げる区域	1 （略） （略） (1)―(10) （略） (11) 茨木市の区域（一般国道171号（箕面市界から高速自動車国道中央自動車道西宮線（名神高速道路）との茨木市上郡における交点までに限る。）以北の区域及び高速自動車国道中央自動車道西宮線（名神高速道路）（一般国道171号との茨木市上郡における交点から高槻市界までに限る。）以北の区域に限る。） (12)―(20) （略） 5 （略） （略） (1)―(10) （略） (11) 茨木市の区域（第4項第1号に掲げる制限区域（一般国道171号との茨木市上郡における交点から高槻市界までに限る。）及び第4項第8号に掲げる制限区域（箕面市界から高速自動車国道中央自動車道西宮線（名神高速道路）との茨木市上郡における交点までに限る。）を除く。） (12)―(20) （略） 8 （略） 第5項第3号から第16号まで（第7号を除く。）に掲げる区域